

大正期の長崎県における郷土誌の編纂

－自治民育運動の発展としての－

田 淵 久 美 子

The Compilation of “Kyodo-Shi” in Nagasaki Prefecture

－Evolvement of “Jichi-Miniku” Movement in Taisho Era－

Kumiko TABUCHI

はじめに

長崎県においては、1918（大正7）年に数多くの「郷土誌」が編纂された。長崎県立長崎図書館に現在所蔵されている同年刊行の郷土誌は、199の市町村のものである。当時の長崎県における市町村数の合計が200であったから、ほとんどすべての市町村で編纂された郷土誌が現存している。このような県下一斉の郷土誌の編纂は、全国的にもまれなケースではないかと考えられる。

全国的に見ると郷土誌の編纂が盛んに行われたのは、昭和期の初め頃からである。郷土誌は、教育史の観点からみると「郷土教育」に資するものとして作成されたという側面をもっている。昭和初期には、文部省が郷土教育の振興に力を入れた結果、各地の師範学校における郷土室の設置や郷土誌の編纂が、盛んに行われるようになったのである*1。また、平山和彦の「郷土誌・郷土史関係文献の年次別刊行数」調査によれば、全国的に刊行数が多いのは、昭和5年から11年頃である。そして、この間のピークである昭和11年の刊行数は120であるという*2。

つまり、長崎県における郷土誌の編纂は、全国的に見ても、量的な面で突出しており、短期間に全县を網羅して編纂されたという他県には見られない特殊な形をとっている。また、1918年という時期も、全国的に「郷土誌」編纂が盛んに行われた時期からするとかなり早いものであるという特色を有しているといえる。

本稿では、なぜ長崎県でこのような形態での郷土誌編纂が行われたのか、とりわけ1918年に大規模な編纂が行われた経緯について明らかにするとともに、我が国における「郷土誌」の持つ教育史的意義の一端を明らかにしたいと考える。

1. 長崎県における郷土誌編纂の背景

長崎県において1918年に編纂された郷土誌は、教育への活用についてどのように計画されてきたのだろうか。まず、郷土誌編纂の背景について検討してみたい。

明治末期以降の長崎市小学校職員会の事業の中から、郷土資料の収集に関するものを拾ってみると次のようになる*³。

- 明治38年10月 長崎市小学校職員会に於て教授資料としての郷土博物（動物四百六十七点植物三百三十九点鉱物四十五点合計八百五十点）調査完了す
其の学名採集地効用等は教授資料としての郷土博物と題する冊子として市内学事関係者及び一般有志に頒つ
- 明治39年 3月 長崎市小学校職員会に於て調査せる郷土博物標本を佐賀県主催九州沖縄連合教育展覧会に出品し教授資料としての郷土博物を各県学事関係者及び一般有志に頒布す
- 大正 7年11月 長崎市小学校職員会に於て本市補助金を得て長崎市郷土誌を上梓発行し市内学事関係者に頒つ

1905（明治38）年及び1906（明治39）年の郷土資料の収集は、「郷土博物」という表現からも、おそらくは博物の教授のための実物教材の収集として行われたものである。その後、長崎市小学校職員会の事業としては数年の空白があり、1918（大正7）年の郷土誌の編纂が行われた。

西彼杵郡教育会の手による次の史料をあわせてみると、1918年の郷土誌に至る郷土教育の性格が明らかになってくる（下線引用者）*⁴。

教授ノ郷土化ノ目的

- 一、郷土ノ民トシテ實際生活上最モ切実ナル教授ヲナシ有用ナル人物ヲ養成センガ為。
- 二、郷土其ノ物ニ対スル知識ガ郷土ノ民トシテ必要ナルコト論ヲ俟タズ。自己ノ属スル郷土ニツキテノ知識ナク、郷土ヲ理解セズシテ焉ゾ郷土ノ民トシテ適當ナル生活ヲナシ有用タル公民ヲ期スルヲ得ンヤ。即チ自然及人事ノ各方面ニ亘リ、生活上必要ナル事項ヲ選ビ、之ヲ確實ニ知ラシムルハ教育上最モ切要ノコトナリトス。
- 三、児童ノ思想界・経験観察界ニ最モ近接セル事物ヲ材料トシテ一般的教授ヲナシ、以テ理解ヲ容易ナラシメ、且学習的興味ヲ大ナラシメンガ為。
- 四、愛郷心ヲ養ヒ愛国心ノ基礎ヲ啓培スル為。
愛スルハ知ルヨリ生ズ。郷土ニ関スル知識ヲ取得シ、之ニヨリ愛郷心ヲ湧出スルハ自然ノ理ナリ。愛郷心ハ臆テ愛国心ノ基トナリ、国民思想涵養ノ礎トナルナリ。

郷土化ニ関スル調査研究ノ経路

一、独立的系統的ナル郷土資料ノ調査

郷土ノ民トシテ、町村公民トシテ、必要ナル郷土的材料ノ系統的調査ハ教授ノ郷土化ノ重要任務ナリ。

二、各教科ノ教材中郷土化スベキ事項ノ調査

三、郷土資料ノ各教科各学年配当及連絡其ノ他取扱法ノ調査

上の史料は、西彼杵郡教育会によって1916（大正5）年に刊行されたものである。下線を付した「教授ノ郷土化ノ目的」の項の三にみられるように、直観教授あるいは事物教授の観点から、「教育ノ郷土化」を行うべきことが記されている。これは、明治期の郷土教授に主としてみられた観点である。また同時に、「教育ノ郷土化」の項の二と四及び「郷土化ニ関スル調査研究ノ経路」の一にみられるように公民教育の観点から、「教育ノ郷土化」を行うことが記されている。

郷土資料を教育に利用することは、我が国の場合もともと明治期において初等教育を中心に直観教授・事物教授の一環として取り入れられたものであるが、次第に愛郷心・愛国心の涵養をも目的とし、後に公民教育の方法としても位置づけられるようになっていったという経緯をもっている*⁵。こうした歴史的経緯をふまえて考えると、1916年頃の長崎県においては、直観教授を目的とした教育方法改革上の意図に加えて、既に公民教育を念頭に置いた郷土教育が進められつつあったことがわかる。

2. 1918（大正7）年に刊行された「郷土誌」の概要

では、1918年に刊行された郷土誌は、どのような経過をたどってつくられたものであったか。

県立長崎図書館に所蔵されている郷土誌には、すべてに「長崎県寄贈」の印と「長崎県立長崎図書館」の蔵書印がある。体裁は、大きさはすべて「半紙版」であるが、なかみは活版・手書き・カーボン複写・謄写版とさまざまである。いくつかの郷土誌に添付されている「郷土誌編纂目次」の備考欄に「県庁ニ提出スル謄本ハ用紙ヲ半紙版トスヘシ」と記されている。おそらくこの「謄本」が現存しているものであろう。

郷土誌の内容（目次）は、どれもすべて同じである。そのうち『上県郡仁田村郷土誌』では、本文は手書きであるが、目次のみ活版印刷である。その「郷土誌編纂目次」には、大正6年11月17日付けの「上県郡仁田村役場」印があることや、上述のように備考欄に調査上の注意や謄本提出の指示が記されていることから、印刷された目次そのものが県からの公文書に添えられていたものではないかと考えられる。また、たとえば『壱岐郡柳田村郷土誌』には、緒言に「本誌は大正六年十月収第七七四号通牒の編纂目次に基づきて編纂したるものな

り」と記されている。つまり、すべての郷土誌が、県の通牒で指示された共通の内容目次に従って編纂が行われたものであることがわかる。

「郷土誌編纂目次」は、かなり詳細にわたっている。概略は次のようなものである。

「郷土誌編纂目次」 (節の中の見出しは省略)

第一編 自然誌

第一章 土地

第一節 位置

第二節 地勢

第三節 地質

第四節 広袤

第五節 土地ト人文トノ関係

第六節 地目段別及民有官有ノ区別

第二章 河海

第一節 河川

第二節 池沼

第三節 水利

第四節 海

第五節 島嶼

第六節 河海ト人文トノ関係

第三章 気候

第一節 温度

第二節 風向

第三節 晴曇

第四節 雨雪

第五節 乾湿

第六節 気候ト人文トノ関係

第四章 天然物

第一節 動物

第二節 植物

第三節 鉱物 (鉱泉ヲ含ム)

第四節 天然物ト人文トノ関係

第二編 人文誌

第一章 沿革

- 第一節 口碑伝説
- 第二節 古墳古城趾其他ノ古跡及名勝
- 第三節 古文書古器物
- 第四節 徳川幕府以前
- 第五節 徳川幕府時代
- 第六節 明治維新以後

第三章 風俗習慣

- 第一節 冠婚葬祭
- 第二節 人情気質
- 第三節 隣保交際
- 第四節 青年ノ風儀
- 第五節 言語附方言訛音
- 第六節 特異ノ行事
- 第七節 美風幣習
- 第八節 童謡俗謡

第四章 戸口

- 第一節 戸数
- 第二節 人口

第五章 神社及宗教

- 第一節 神社
- 第二節 宗教

第六章 官衙公署

- 第一節 市町村行政公署
- 第二節 警察官署
- 第三節 郵便局
- 第四節 其他ノ官公署

第七章 教育

- 第一節 小学校
- 第二節 実業補習学校
- 第三節 其他ノ学校
- 第四節 青年団及婦人会
- 第五節 其他ノ修養団体
- 第六節 図書館、文庫、博物館

- 第七節 盲啞教育、感化事業
 - 第八節 其他社会教化機関
 - 第九節 高等小学校卒業者
 - 第十節 壮丁教育程度
 - 第十一節 中等学校以上ノ卒業者
- 第八章 衛生
- 第一節 疾病別死亡者
 - 第二節 年齢別死亡者
 - 第三節 死亡者平均年齢
 - 第四節 伝染病感染及死亡者
 - 第五節 伝染病予防ノ施設
 - 第六節 風土病
 - 第七節 花柳病及「トラホーム」
 - 第八節 飲料水
 - 第九節 職業ト疾病トノ関係
 - 第十節 疾病ノ治療及予防ニ関シ地方的習慣
 - 第十一節 医師及薬剤師
- 第九章 市町村行政及財政
- 第一節 市町村行政機関
 - 第二節 市町村歳出
 - 第三節 市町村費増減ノ趨勢
 - 第四節 市町村費一戸平均負担
 - 第五節 市町村基本財産
 - 第六節 市町村債
 - 第七節 市町村是、条例及規則
- 第十章 経済
- 第一節 金融
 - 第二節 保険
 - 第三節 産業組合
 - 第四節 運輸交通
 - 第五節 産業

3. 「郷土誌」編纂の目的

当時の県庁文書が焼失したこともあって、県の通牒そのものは今のところ見ることができ

ていない。しかし断片的な記録をつなぎ合わせると、郷土誌の編纂については、目次以外についてもかなり細かい点にわたり指示がなされていたと思われる。

当時の新聞は、郷土誌の編纂について次のように伝えている。

○郷土誌編纂

市町村の過去及び現状を調査して教育教化に資せしむるの目的を以て市町村立小学校長をして大正七年九月末日迄に学校所属市町村を区域とする郷土誌を編纂せしめ之を小学校に備へ付くる様広瀬内務部長より島司郡市長に通牒せりと

*『東洋日の出新聞』4786号、大正6年10月5日（県立長崎図書館蔵）。

○郷土誌編纂通牒

本県にては今回市町村の過去及現状を調査して教育教化に資するの目的を以て市町村小学校をして大正七年九月末日までに学校所在市町村を区域とする「郷土誌」を編纂し之を小学校に備付けしめ職員をして各科教授の際郷土誌と密接の連絡を保たしめ児童訓育に当り郷土の自然、偉人の言行、風俗、習慣、及び生活状態等を考慮して健全なる国民の養成に資すべき計画にて目下夫れぞれ県下各小学校に通牒して之が編成に従事せしむる筈なりと

*『長崎新聞』4094号、大正6年10月5日（県立長崎図書館蔵）。

二つの新聞記事からわかることは、郷土誌編纂の指示が県の内務部教育課によるものであること、郷土誌は市町村の小学校に編纂させ、また完成したものは小学校に備え付けさせること、郷土誌編纂の目的は、「市町村の過去及現状を調査して教育教化に資する」こと、及び「職員をして各科教授の際郷土誌と密接の連絡を保たしめ児童訓育に当り郷土の自然、偉人の言行、風俗、習慣、及び生活状態等を考慮して健全なる国民の養成に資すべき計画」であったことである。

また『長崎市郷土誌』は、県の通牒の内容をよりくわしく伝えている。それが以下に引用する史料である*⁶。郷土誌編纂についての長崎市での対応も併せて見てみたい。

緒言

大正六年十月本県より県下各郡市小学校に対し学校所在市町村を区域として郷土誌を編纂すべき旨を以て其要目を指示せられたり、同年同月高崎市長の移牒に基き市内各小学校長は凝議の結果長崎市小学校職員会の事業として之を経営せんことを提議せり……本年九月浩瀚なる調査を了へて報告あり……是より先き大正七年度に於いて郷土誌印刷費として金三百円を長崎市費より補助せられんことを申請する所あり、本年七月願意を聴許せられ本誌発行に関する経費の一半を支ふることを得たるは又望外の幸なり、尚ほ当初本誌編纂

に関して其筋より通牒せられたる趣旨は読者の宜しく体認すべき要件なるを以て特に巻頭に掲げて参考に資す。

- 一、郷土誌の異動事項は随時加除更正を加へ且其の加除更正の年月日を付記すること
- 二、学校職員並に自治民育の局に当る者は郷土誌を熟読し善良なる自治民健全なる国民の養成に資すべきこと
- 三、小学校各科教授細目は郷土誌を参考して之を編製し且相互の連絡を明にし十分に地方的特色を帯はしむること
- 四、小学校各科教授の際は郷土誌と密接なる連絡を保ち教授をして十分に土地の状況に適切ならしむること
- 五、児童訓育に方り郷土の自然偉人の言行風俗習慣及生活の状態等を考慮して郷土を愛し先賢を尊び郷土の發達に貢献せんとするの念を養ふこと
- 六、青年会婦人会通俗講演会其他市町村民教化の資料として郷土誌を利用すること

大正七年九月

長崎市小学校職員会

長崎市の場合、小学校の教員が勤務時間外に調査を行って郷土誌を作成した他の市町村の場合と異なり、長崎市小学校職員会の事業として郷土誌の編纂を行っている。また、郷土誌の印刷費として長崎市より三百円の補助を得ており、市としても郷土誌編纂の事業を軽くみてはいないことがわかる。

さらに、通牒から引用されたと見られる六項目の趣旨からは、次のようなことが明らかである。

項目の三・四・五では、主として小学校教育に利用する趣旨が示されている。三・四に記されている内容は、「地方的特色を帯はしむること」、「十分に土地の状況に適切ならしむること」という表現にみられるように、教育内容を地方の実態にあわせ、より実際的な内容とするという趣旨である。当時、全国的な動向として、さかんにいわれた「教育の地方化」というスローガンと一致する方向であるとみることができる。また、五では「児童訓育に方り」とその対象を児童としながら、「郷土を愛し先賢を尊び郷土の發達に貢献せんとするの念を養ふこと」と郷土愛の涵養をうたっている。

他方、項目の二では「学校職員並に自治民育の局に当る者は郷土誌を熟読し善良なる自治民健全なる国民の養成に資すべきこと」とし、「学校職員」以外にも「自治民育の局に当る者」について、郷土誌を熟読すべきとしている。自治民育運動は、明治末期に端を發し、内務省によって「公民教育のさきがけ」として評価された官民一体の運動である。「自治民育の局に当る者」とは、役人・僧侶・神宮などいわゆる地域の知識人を指している。つまり、郷土誌の編纂は、小学校での利用だけを目的とするものではなかった。具体的には、

「善良なる自治民健全なる国民の養成に資すべきこと」と明記されているように、小学校を含むすべての教化機関における利用、すなわち地域住民すべてを対象とした教化への利用を目的としていたのである。

同様の趣旨は、項目の六にもみられる。「青年会婦人会通俗講演会其他市町村民教化の資料として郷土誌を利用すること」とあるように、「青年会婦人会通俗講演会其他」の社会教育機関における利用を考えていた。青年会や通俗講演会については、自治民育を推進する際に利用すべき機関として、当局から認められていたことが県会の議事録からもわかる*7。

大正5年の県会（教育費関係）

三六番 清水作兵衛 政治思想普及と青年会

警察費の審議の折選挙違反問題の質問もあつたが【憲法大意】位は一般民衆に周知せしめなければ、選挙取締りも効を奏せないであろう、そして政治思想の普及は、通俗講演会、青年会等を通じて行うのが良法と思うが、この点当局の考えはどうか。

金沢理事官

政治思想の問題、自治上の又憲法上の問題を講演会、青年会を通じて普及することは全く同感で、現に努めている。

通俗講演会や青年会における市町村民教化の内容としては、「政治思想の問題、自治上の又憲法上の問題」が重視されていたことがうかがえる。このような課題意識は、全国的に展開された自治民育運動の目的と一致するところである。

また、小学校を郷土誌編纂の主体として、小学校教員の手によって郷土誌作成のための調査をさせたのは、おそらく小学校区が地域の単位として適切であった、あるいは、小学校が地域の教化の中心となる施設のひとつであるという認識によるものであったのではないだろうか*8。

たとえば1914（大正3）年に中央報徳会*9の評議員及び有志で作成した「地方開発の実行要目」では、小学校教員の役割について次のように述べている*10。

地方の小学校長は、自治開発に緊切なる関係を有す。校長をして地方経済の状態、地方の困難せる点、地方の繁栄を計るべき工夫等につき、十分会得せしめん為には、先づ師範学校に於て、地方自治と産業組合の事を必ず教授するを要す。又教員の講習会には、是等の事項につき詳密に研究せしむること。

小学校が郷土誌編纂の主体とされたのは、上の史料と同様の趣旨によるものではなかったかと推測される。

4. 編纂者（小学校）の認識にみる郷土誌編纂の意義

郷土誌の編纂について、各小学校では県からの指示をどのように受け止めていたであろうか。いくつかの郷土誌から、編纂者の認識を拾ってみたい。

ハシガキ

- 一、元来教育ナルモノハ児童ノ日常生活ヲ根柢トシテ行ハルベキハ論ヲ待タズ。然ルニ未ダニ往々ニシテ斯ル児童ノ實際生活ニ触レザル生命ナキ教育ノ行ハレツ、アルヲ觀ルハ誠ニ遺憾トスル所ナリ。
- 二、当局ハ夙ニ此処ニ見ル所アリテ郷土誌編纂ノ急務ヲ以テセラル。茲ニ於テ我等ハ要務ノ傍ラ日夜資料ノ蒐集ニ努メ漸ク此処ニ脱稿ノ歎ビヲ見ルニ至レリ。
- 三、爾今此郷土誌ヲ利用シテ当町ノ教育ヲ郷土化シ以テ地方的特色ヲ帯バシメンコトヲ期ス。即郷土化セラレタル教授細目ヲ編製シ教授上ニ於テハ郷土誌ト密接ナル連絡ヲ保チ教授ヲシテ十分ニ本町ノ状況ニ適切ナラシメ訓育上ニ於テハ郷土ノ自然、偉人ノ言行、風俗習慣及生活ノ状態等ヲ考慮シテ郷土ヲ愛シ先哲ヲ尚ビ当町ノ発達ニ貢献セントスルノ念ヲ涵養シ以テ健全ナル国民善良ナル自治民ノ養成ニ資セントス。

（以下略）

大正七年九月

編者識

*【北高来郡諫早町郷土誌】

はしがき

郷土誌の教育的価値に関しては今更言ふまでもないが教授細目編成上からは各教科との連絡を明にして地方的特色を帯ばしめ実際教授上からは各学科との密接なる関係を保つて土地の状況に適切ならしめなければなるまい。児童訓育の方面からは郷土の自然郷土の事歴さては偉人の言行風俗習慣及び生活状態等を考慮して之を愛し之を尊び郷土の発達進運に貢献せんとするの念を養成すべく苟も善良なる公民教育健全なる国民教育の立場からは各教科目と相俟つて特有の真価を認めなければならない。是れ今回県当局が精細なる目次を示してそが編纂に努力せしめた所以であらう。

（以下略）

大正七年十月十日

編者識

*【諫早村郷土誌】

緒言

- 一、教育ノ地方化テフコトハ最早言論ノ時代ヲ過ギ去リテ既ニ今日ハ実行ノ時代ニ入レルコトハ殊更ニ喋々シ要セザルトコロナリ。而シテ其ノ根基ハ努メテ教育教授ヲシテ児童ノ現在及将来ノ實際生活ニ触レシムルニアリト信ズ、本誌ハ其ノ要求ニ応ゼンガ為メニ編纂シタルモノナリ。
- 二、本誌ハ那賀尋常高等小学校ノ環境タル那賀村ノ過去及現在ニ於ケル自然・人文両界ヨリ精選シタル学校教育並ニ社会民育ノ基礎資料ニシテ現代ノ新思潮タル生産的教育・経済的教育・自治的教育ヲ施スニハ唯一ノ關鍵タリ。将来本調査ヲ活用シテ実社会指導ノ重要資料タラシメバ庶幾クハ社会教化上新生面ヲ開キ漸ク村民ノ自覚ヲ促スベキハ勿論民風改善ニ聊裨益スルトコロ鮮少ナラザルベシ。

(以下略)

大正七年九月

那賀尋常高等小学校長 赤木真臣識

*『壱岐郡那賀村郷土誌』

いずれの郷土誌の「緒言」においても、郷土誌の編纂を時宜にかなったものとしてとらえ、教科教育の改善と自治民育・公民教育への貢献をうたっている。たとえば『北高来郡諫早町郷土誌』では、「即郷土化セラレタル教授細目ヲ編製シ」て、県の通牒の趣旨を実現する方向で実践を進めることを表明している。

また、3つの「緒言」に共通する見解としては、当時の教育思潮であった「教育の地方化」を郷土誌の編纂と結びつけて重視していることがあげられる。特に『壱岐郡那賀村郷土誌』では、「生産的教育・経済的教育・自治的教育」を「現代ノ新思潮」として受け止めており、その資料としての郷土誌とみていることに注目したい。

郷土誌編纂の中心となった小学校側においても、当時の教育思潮であった「教育の郷土化」「教育の地方化」を実践的課題として受け止め、県の政策的な意図を十分に理解した上での、編纂作業であったことがうかがえる。

5. 教育政策の動向と郷土誌編纂との関連について

長崎県が郷土誌編纂の事業を企画した直接の動機については不明な点が残されている。しかし、これまで明らかにしたように全国的な教育改革の動向をふまえ、郷土誌編纂を行っているといえよう。そこで、改めて郷土教育推進の根拠となる全国的な教育政策の動向をみておきたい。

1917（大正6）年に設置された臨時教育会議は、第一次世界大戦後の我が国における教育制度の整備を意図したものであった。その主要な成果の一つは、「ロシア革命・米騒動・大

正デモクラシーの風潮等々の国内外の社会『危機』に対処すべく『国民精神』振作を意図したこと』*11にあった。内閣総理大臣寺内正毅は臨時教育会議開演説で次のように述べている*12。

戦後ノ経営ニ関シテハ前途益々多難ナラムトス。此ノ時ニ際シテハ一層教育ヲ盛ニシテ国体ノ精華ヲ宣揚シ堅実ノ志操ヲ涵養シテ自彊ノ方策ヲ確立シ以テ皇猷ヲ翼賛シ奉ラサルヘカラス……教育ノ道多端ナリト雖、国民教育ノ要ハ徳性ヲ涵養シ智識ヲ啓発シ身体ヲ強健ニシ以テ護国ノ精神ニ富メル忠良ナル臣民ヲ育成スルニ在リ。

いわゆる「思想問題」への対処が教育の課題として自覚され、「国民精神の涵養」がめざされた。

また同時に臨時教育会議では、実業的陶冶の重視、画一的教育の見直しが主張された。とりわけ、産業振興の観点から地方の実情、つまりは地域の産業構造に合致した教育内容の組織を目指すことが主張された。大正期の郷土教育及び公民教育振興策の背景には、地域の経済的発展を導く力を、郷土に対する知識と国民精神の涵養と結びつく郷土愛の喚起というふたつの面から、発揮させていくという問題意識があった。その問題意識は、内務省を中心に進められてきた自治民育運動の道筋と合致するものであったといえる。

「教育の地方化」をめざす、こうした教育政策の動向は、もちろん地方へ下達されていった。長崎県の場合は、視学会議において次のような訓示・指示が行われた。

大正八年度視学会議に於ける県知事訓示（大正8年10月）*13

- 一、今回の戦乱は社会文明上種々の教訓を与へたが、反面恐るべき思想界の変遷は我国固有の良俗を害はんとする傾向あり、建国以来培へる本邦固有の精神と独特の文化とを基礎とし正義行動を基準とし發達大成を期すること。
- 一、今後の教育は国民的特性の涵養と生産的能率の啓培とに重きを置き、穩健なる思想を養ひ国民的自覚を促し、質実剛健、勤儉力行の美風を作興し日常の行動は一に国家奉公の念より出づるに至らしむる様教育をなすべきこと。

大正八年度視学会議に於ける指示事項（大正8年10月）*14

- 一 時代の進運に伴ふ教育上の設備に関する件。
 - 理科器械、児童理科実験設備、図画の写生及考案画の設備、実業科の実習設備其他公民教育、産業教育、郷土教育等の諸設備を充実すること。
- 一、各科教授の改善に関する件
 - 教則の示すところにより要旨の徹底に努め時代の要求と学説の進歩に伴ひ方法の改善

を図り教育の成績を挙げること。国民的信念の陶冶を欠ぎ、立憲的自治思想の養成並産業的知能の錬磨を軽視し実際生活に迂遠なる智識の注入に没頭するが如き、或は智識の量に偏して推究創作力の錬磨を欠くが如き、直観方便物の利用児童の実験観察等教授上改善を要する。

以上の訓示・指示は、県による郷土誌編纂通牒よりも2年あとのものである。しかし、「国民的特性の涵養と生産的能率の啓培」「公民教育、産業教育、郷土教育等の諸設備を充実すること」などの内容については、県の指示した郷土誌編纂の目的と一致するところがある。県では臨時教育会議の設置などにおける当時の教育課題について、郷土誌の編纂という方法で、いち早く具体化をはかったのではないだろうか。「国民思想の涵養」「教育の地方化」といった課題を解決するための方法論は、既に明治期以来の自治民育運動の展開の中に含まれており、郷土誌の編纂という形での具体化はさほど困難ではなかったはずである。

おわりに

一 「郷土」の公民教育的意義一

長崎県の郷土誌編纂の目的は、先に見たように自治民育運動の延長線上にあり、ひとつの発展型としての性格を持つものであったことが明らかであるといえる。

「自治民育」という用語そのものは、「自治民」とほぼ同義の「町村公民」に置き換えられ「町村公民の教育」とも称されることがあった。後には「国民」の意味を含み「自治民」より広い意味範囲を持つと考えられる「公民」教育と称されるようになるが、大正期の半ば頃は、およそその過渡期に当たると考えられる。本稿で取り上げた長崎県の郷土誌編纂に関わる史料のなかにも「自治民育」という表現ばかりでなく、「公民教育」という表現もまた散見される場所である。したがって、長崎県における郷土誌の編纂という事業は、自治民育運動が「公民教育」として発展的にとらえなおされる過程のなかにあったものと位置づけることができよう。

内務官僚であった法学博士一木喜徳郎は、「公民教育は、地方自治制の効果を挙げる教育」であるとした*15。「公民教育の第一要求は、愛郷土心の養成である」として、その方法の第一は「郷里に対して、地理或は歴史上、平素見聞せる中に就きて、自己の郷里を愛する念を養ふことが大事」という郷土に対する知識と郷土愛の涵養であり、第二は「一町一村に対して功績のあるものを表彰して、児童の脳裡に印象せしむることは、愛郷土心を養ふには極めて有益」であること、第三は「史績保存」が「地方自治の精神、愛郷土心養成に必要」であるとする*16。一木の主張するこのような方法は、内務省を中心に展開された地方改良運動の中で実施されてきた。

長崎県で編纂された郷土誌が、実際にどのような使われ方をしたのかなど残された問題も

あるが、少なくとも編纂の目的のひとつは、上述の方法と同様に、「児童訓育に方り郷土の自然偉人の言行風俗習慣及生活の状態等を考慮して郷土を愛し先賢を尊び郷土の発達に貢献せんとするの念を養ふこと」*17と表現されていた。長崎県の郷土誌編纂と利用の計画も、内務省流の方法と軌を一にしながら、郷土愛を基底においた「自治民の養成」すなわち「公民教育」を意図するものであったといえよう。

註

-
- * 1 文部省の郷土教育振興政策については、拙論『郷土教育振興政策の形成—公民教育との接合関係を中心に—』（修士論文）1989年を参照。
 - * 2 平山和彦「郷土教育運動と郷土史教育」『講座・歴史教育、1. 歴史教育の歴史』弘文堂、1982年、198ページ。
 - * 3 長崎市小学校職員会『明治維新以後の長崎』1925（大正14）年11月、113—124ページより抜粋。
 - * 4 西彼杵郡教育会『小学校ニ於ケル郷土教授資料調査』1916（大正5）年5月、2ページ（国立国会図書館蔵）より抜粋。
 - * 5 前掲拙論を参照。
 - * 6 長崎市小学校職員会『長崎市郷土誌』1918（大正7）年11月。
 - * 7 『長崎県議会史』第3巻、402—403ページ。
 - * 8 自治民育運動の中では、地域の小学校を中心とした取り組みが展開されてきた。たとえば大阪天王寺師範学校長であった村田宇一郎の「学校中心自治民育」の理論と実践は、内務省によって公民教育のさきがけとして高く評価されていた。
 - * 9 中央報徳会とは、「道徳と経済の調和」を掲げた報徳主義（報徳教）の実践と普及をめざす団体である。報徳主義は、内務省によって社会教化の指針として採用された。
 - * 10 「地方開発の実行要目」『斯民』第9編第5号、1914（大正3）年8月、82ページ。
 - * 11 佐藤秀夫「解説」『資料臨時教育会議』第1集、49ページ。
 - * 12 同上書、76ページより引用、原拠は『臨時教育会議要覧』1917年。
 - * 13 長崎県教育会『長崎県教育史』下巻、昭和18年9月、451—452ページより抜粋。
 - * 14 同上書、453—454ページより抜粋。
 - * 15 一木喜徳郎「地方民政の要綱」『斯民』第6編第5号、1911（明治43）年8月、45ページ。
 - * 16 同上書、46ページ。
 - * 17 前掲『長崎市郷土誌』の緒言より抜粋。